

令和2年度第7回東区協議会 次第

日時：令和2年11月26日（木）午後1時30分から

会場：東部保健福祉センター 健康教育室、集団指導室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項について

ア 第6期障がい福祉実施計画（案）・第2期障がい児福祉実施計画（案）の
パブリック・コメント実施について 【障害保健福祉課】

イ はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメント実施について
【高齢者福祉課、介護保険課】

(2) 報告事項について

行政区再編の協議の経緯について 【企画課】

(3) 地域課題について

4 その他

(1) 各課からの連絡

(2) 12月の開催予定 令和2年12月22日（火）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32会議室

1月の開催予定 令和3年1月29日（金）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32会議室

5 閉会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	第6期障がい福祉実施計画（案）・第2期障がい児福祉実施計画（案） のパブリック・コメント実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○目的 本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するもの。</p> <p>○経緯 平成30年3月に策定した第5期浜松市障がい福祉実施計画第1期浜松市障がい児福祉実施計画の期間満了に伴い、「第6期浜松市障がい福祉実施計画・第2期浜松市障がい児福祉実施計画」を策定する。</p> <p>○計画の位置付け 第3次浜松市障がい者計画における分野別施策の「2生活支援」に関する部分の実施計画。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>第6期障がい福祉実施計画（案）・第2期障がい児福祉実施計画（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○第6期障がい福祉実施計画（案）・第2期障がい児福祉実施計画（案）の構成（案）※別添資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章 計画の概要 ・第2章 令和5年度の成果目標 ・第3章 福祉サービスの見込量 <p>○計画の期間 令和3年度から令和5年度（3年間）</p> <p>○計画施行時期 令和3年4月</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 期間：令和2年11月24日（火）～12月25日（金） ・意見募集結果及び市の考え方を公表 時期：令和3年2月 				
担当課	障害保健福祉課	担当者	柴田 多美子	電話	457-2863

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第6期浜松市障がい福祉実施計画（案） 第2期浜松市障がい児福祉実施計画（案）の概要

1 計画の目的

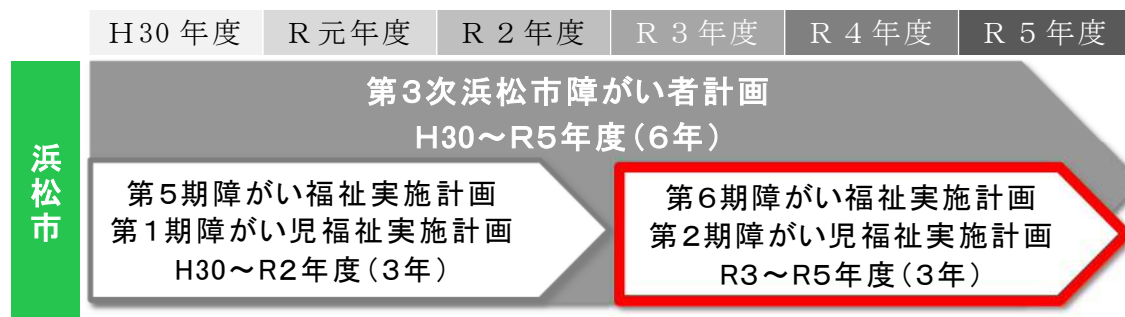
本計画は、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等にかかる令和5（2023）年度末の数値目標を設定するとともに、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「第3次浜松市障がい者計画」における分野別施策「2 生活支援」に関する部分の実施計画に位置付けます。

3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間



4 計画の基本理念

本計画は、第3次浜松市障がい者計画と同一の理念とします。

『支え合いによって、住み慣れた地域で希望を
持って安心して暮らすことができるまち』

5 計画の評価体制

障害者基本法に基づき浜松市が設置する附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議等を行う「浜松市障害者施策推進協議会」、当事者等及び障がい者関係団体より構成する「浜松市障がい者自立支援協議会」、計画の実施主体である浜松市が、相互に連携して施策を進めます。

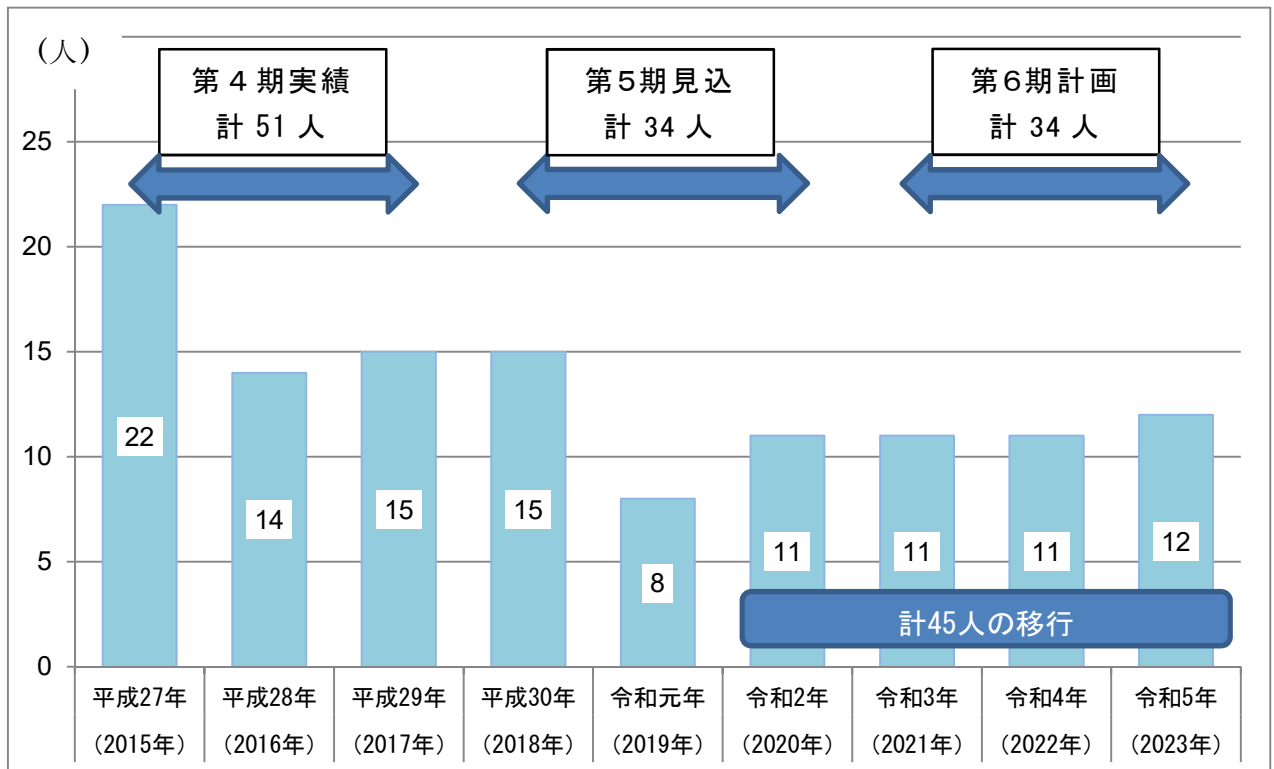
また、PDCAサイクルの考え方のもと、計画における成果目標及び実績については、「浜松市障害者施策推進協議会」や「浜松市障がい者自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

6 令和5（2023）年度の成果目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

- 本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。
- 令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年に、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

福祉施設入所者の地域生活への移行の実績と目標



※ 平成27（2015）年度から令和元（2019）年度は実績値、令和2（2020）年度は見込値、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度は目標値です。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、協議の場において課題を共有し、解決のための方策を話し合います。
- 退院率等の目標値については、県が目標設定するため、その目標が達成できるよう必要な取り組みを進めます。

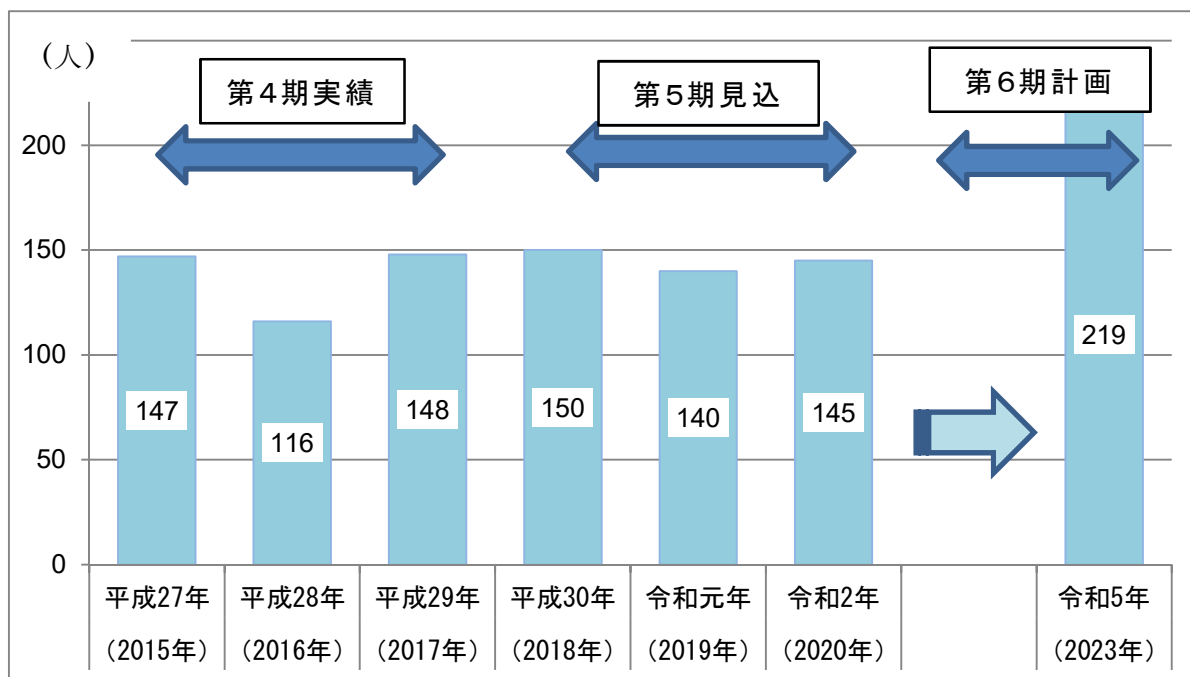
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。
- 地域生活支援拠点等を継続確保するとともに、事業内容について、浜松市障がい者自立支援協議会で検証及び検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

- 自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、福祉施設から一般就労への移行を推進します。
- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。
- 一般就労へ移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の実績と目標



※ 平成27（2015）年度から令和元（2019）年度は実績値、令和2（2020）年度は見込値、令和5（2023）年度は目標値です。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- 各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するため、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを継続設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

- 障害福祉サービス利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。

7 障害福祉サービスの見込量

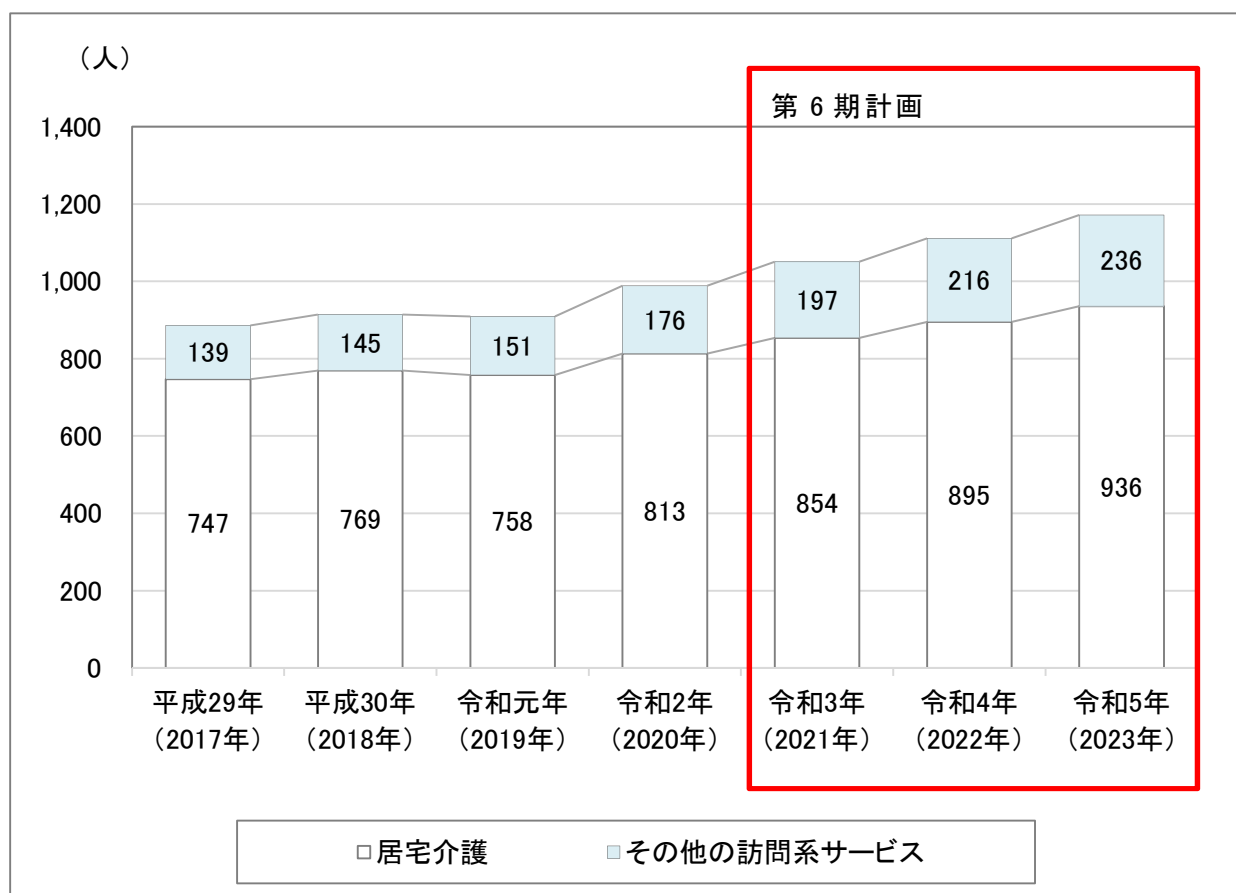
〈見込量の考え方〉

過年度のサービス利用実績を踏まえ、3年間のサービス利用量を見込みます。

(1) 訪問系サービスの実績と見込量

- ・訪問系サービスは、ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助等、自宅での生活全般にわたるサービスです。
- ・障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な見込量を確保するとともに、介護者の高齢化等に伴う介護力の低下による新たなニーズを見込みます。

訪問系サービス実績と第6期計画の見込量

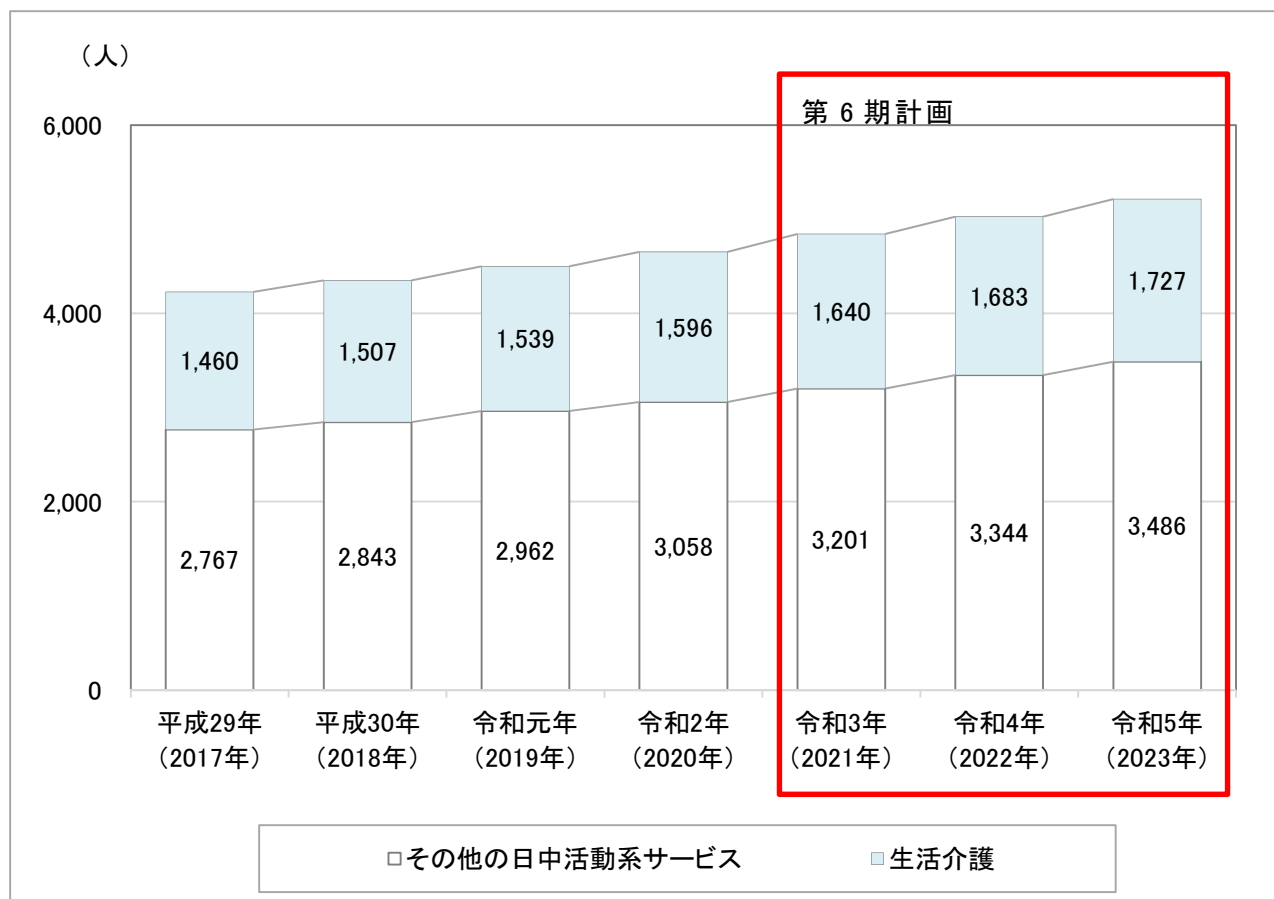


※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

(2) 日中活動系サービスの実績と見込量

- ・日中活動系サービスは、昼間の活動場所となるとともに自立した生活を送るための訓練や支援の場です。
- ・福祉就労の場や介護支援等を必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう日中活動の場を確保します。
- ・アンケート調査等により需要が高いサービスの利用確保に努めるとともに、既存事業所の定員増を含めたサービス提供体制の見直し等により、見込量を確保していきます。

日中活動系サービス実績と第6期計画の見込量

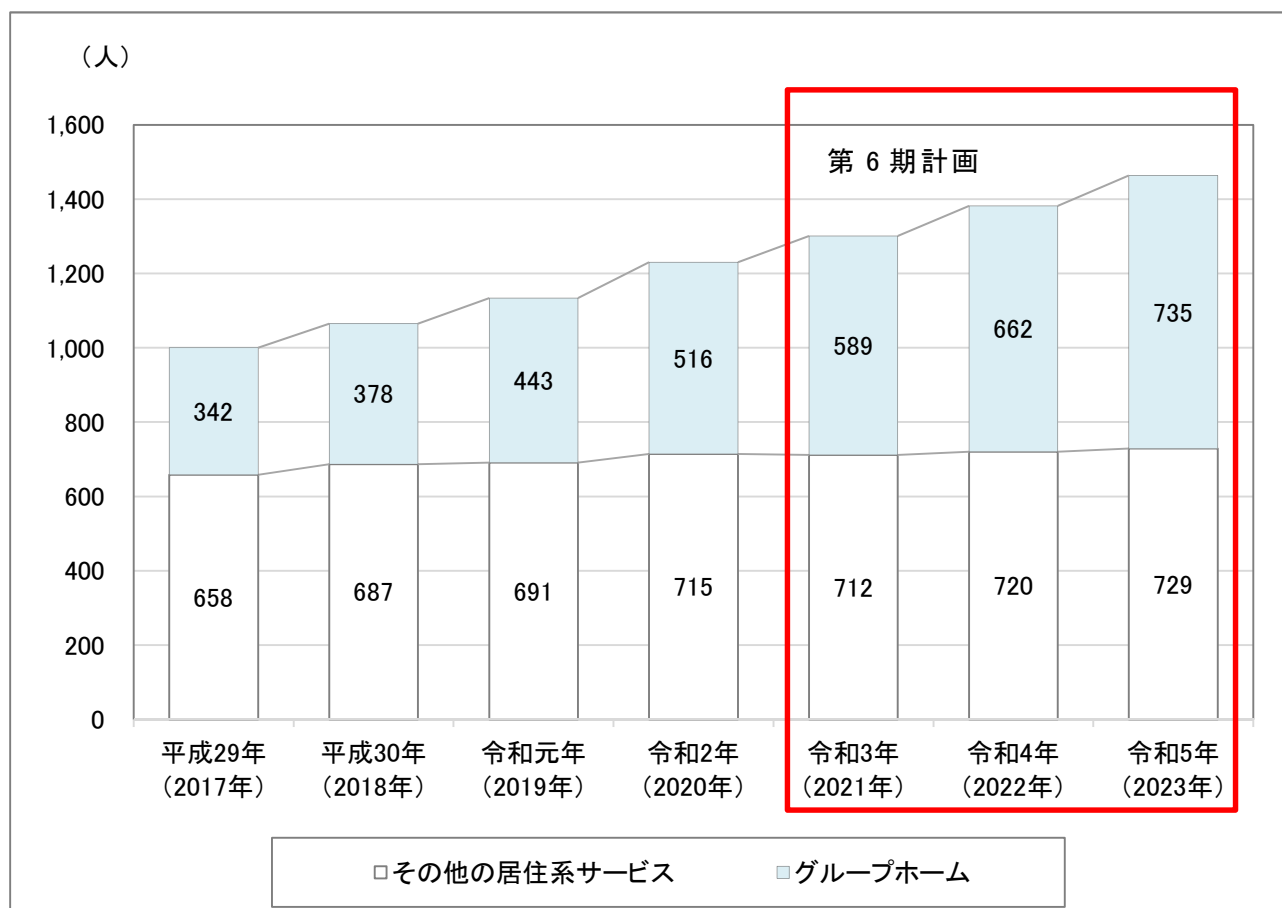


※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

(3) 居住系サービスの実績と見込量

- ・居住系サービスは、居住の場の一つとなるものです。
- ・入所施設から地域生活へ移行する人や介護者の高齢化等に伴う介護力の低下による新たなニーズを見込みます。

居住系サービス実績と第6期計画の見込量



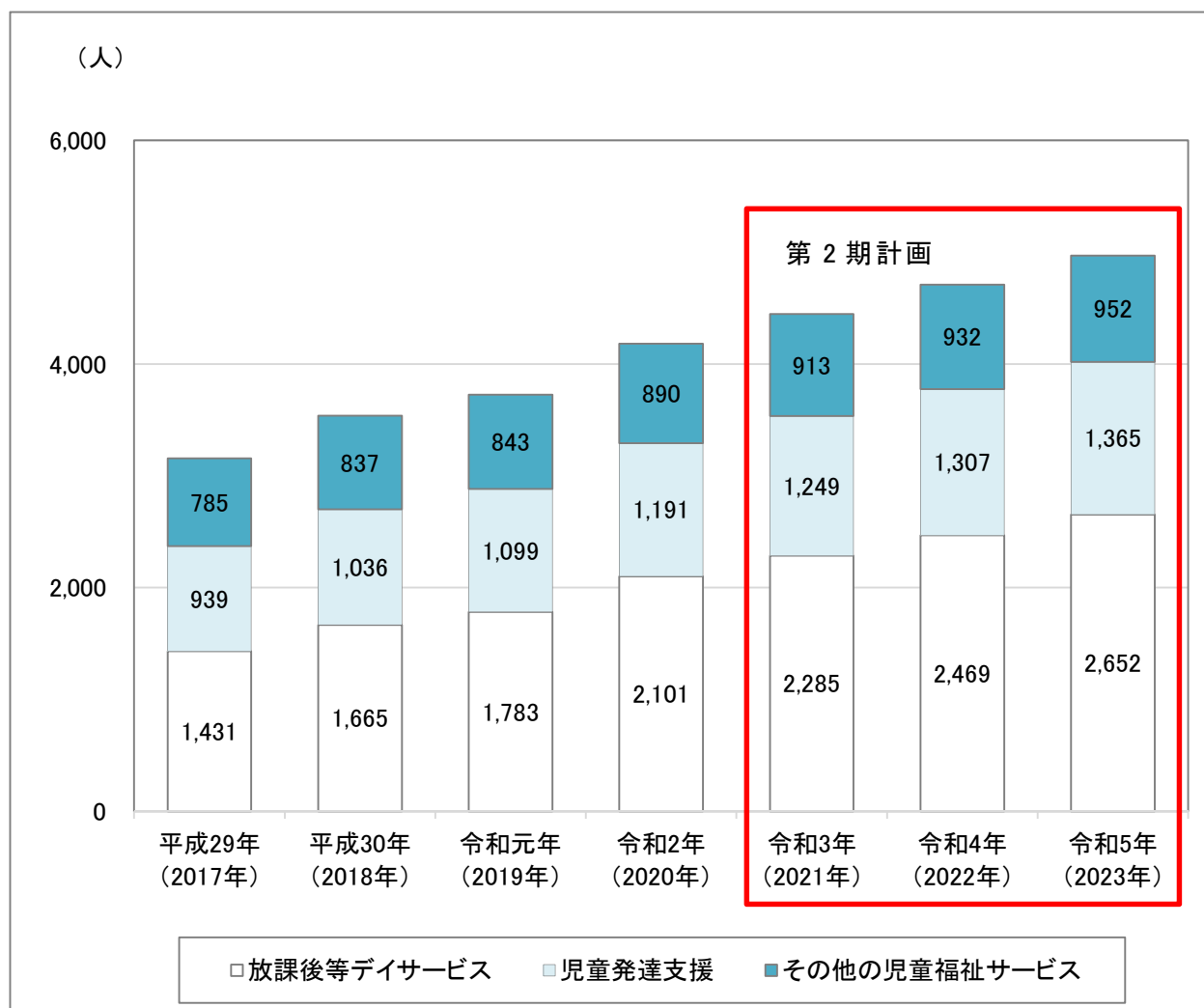
※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

8 児童福祉法に規定するサービスの見込量

(1) 児童福祉法に規定するサービスの実績と見込量

- ・発達に課題のある子どもへのサービスは、就学前及び就学中の発達に課題のある子どもへ療育を行うサービスであり、児童発達支援事業等による障がいの早期発見、早期療育を支援するとともに、保護者の就労増加に伴ってニーズが高まっている放課後等デイサービス事業等の利用者増を見込みます。

児童福祉法に規定するサービス実績と第2期計画の見込量



※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

9 地域生活支援事業の見込量

事業名			内容	令和2 (2020)	令和5 (2023)
				見込値	計画値
理解促進研修・啓発			障がいのある人や障がい特性等について地域住民の理解を深めるための研修や啓発活動を行います。	実施	実施
自発的活動支援			障がいのある人が自立した生活を営むことができるようにするため、障がい者団体等の自主的な取り組みに対して支援します。	実施	実施
相談支援	相談支援(委託)	設置数	障がいのある人が自立した日常生活を営むため、障がいのある人とその家族の相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。	5 か所	5 か所
	基幹相談支援センター	設置数	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置します。	1 か所	1 か所
成年後見制度 利用支援	市長申立	利用件数	成年後見制度を利用することが必要であると見込まれる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。	11 件	17 件
	報酬助成	利用件数		75 件	105 件
成年後見制度法人後見支援			成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備と、市民後見人の活用を含めた法人後見活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。	実施	実施
意思疎通支援	手話通訳者派遣	派遣件数	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に意思疎通を支援する手話通訳者・要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	1,300 件	1,300 件
	要約筆記者派遣	派遣件数		80 件	80 件
日常生活用具給付	介護・訓練支援用具	給付件数	障がいのある人が自立した日常生活を送ることができるよう日常生活用具を給付します。	61 件	76 件
	自立生活支援用具	給付件数		90 件	101 件
	在宅療養等支援用具	給付件数		124 件	145 件
	情報・意思疎通支援用具	給付件数		747 件	962 件
	排泄管理支援用具	給付件数		16,317 件	17,203 件
	居宅生活動作支援用具	給付件数		16 件	19 件

事業名			内容	令和 2 (2020)	令和 5 (2023)
				見込値	計画値
研修 奉仕員養成	手話奉仕員養成講座	修了者数	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した生活を営むことができるよう手話の技術を習得した者を養成します。	-	60 人
	要約筆記者養成講座	修了者数		10 人	10 人
移動支援		利用者数	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を促すための支援を行います。	372 人	460 人
地域活動支援センター		設置数	障がいのある人の地域生活支援の促進を図るため、創作活動や生産活動の機会を提供する場を設けます。	6 か所	7 か所
専門性の高い相談支援	発達障害者支援センター	設置数	専門性の高い発達障がいに関する相談に応じ、障がいのある人が自立した生活を営むことができるようにします。	1 か所	1 か所
	障害児療育支援	設置数	在宅の障がいのある人の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられるよう療育機能の充実を図ります。	1 か所	1 か所
支援者の高い意思疎通 養成研修	手話・要約	修了者数	手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳者・失語症者向け意思疎通支援者を養成することで、聴覚・言語機能、音声機能等に障がいのある人の意思疎通を図ります。	22 人	29 人
	盲ろう	修了者数		2 人	12 人
	失語者	修了者数		-	7 人
専門性の高い意思疎通支援者の派遣	手話・要約	利用件数	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備し、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう努めます。	10 件	20 件
	盲ろう	利用件数		2,248 件	2,300 件
発達障害者支援地域協議会による体制整備		開催数	発達障がいのある人への支援体制を整備するため、協議の場を設置し、支援体制の充実を図ります。	2 回	2 回
日中一時支援		利用者数	障がいのある人の日中活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	598 人	579 人
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション	実施回数	各種事業の実施により障がいのある人の社会参加を促進します。	-	1 回
	芸術・文化	実施回数		3 回	3 回
	点字・声の広報	利用者数		138 人	140 人

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項																				
件 名	はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメント実施について																				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○目的 このプランは、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度にスタートした介護保険制度を円滑に実施するため、「浜松市高齢者保健福祉計画」と「浜松市介護保険事業計画」を一体的に策定するものである。</p> <p>○経緯 ・浜松市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定を根拠とし、浜松市介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項を根拠法令としている。 ・介護保険事業計画は、介護保険法に3年を1期とすることが規定されており、平成15年度の第2期より、第3次高齢者保健福祉計画と合わせて策定している。 ・国及び県方針、令和元年度中に実施した実態調査結果を反映し、案を策定した。</p> <p>○現状・課題 ・高齢者人口及び高齢化率の増加 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>高齢者</td> <td>R2:22万人</td> <td>→</td> <td>R22推計:24万人</td> </tr> <tr> <td>高齢化率</td> <td>R2:27.7%</td> <td>→</td> <td>R22推計:32.6%</td> </tr> </table> ・要介護認定者及び要介護認定率の増加 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>認定者数</td> <td>R2:4.0万人</td> <td>→</td> <td>R22推計:4.9万人</td> </tr> <tr> <td>要介護認定率</td> <td>R2:17.5%</td> <td>→</td> <td>R22推計:20.1%</td> </tr> </table> </p>					高齢者	R2:22万人	→	R22推計:24万人	高齢化率	R2:27.7%	→	R22推計:32.6%	認定者数	R2:4.0万人	→	R22推計:4.9万人	要介護認定率	R2:17.5%	→	R22推計:20.1%
高齢者	R2:22万人	→	R22推計:24万人																		
高齢化率	R2:27.7%	→	R22推計:32.6%																		
認定者数	R2:4.0万人	→	R22推計:4.9万人																		
要介護認定率	R2:17.5%	→	R22推計:20.1%																		
対象の区協議会	全区協議会																				
内 容	<p>はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○プランの構成（案） ※別添資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章 プラン策定にあたって ・第2章 前プラン(H30-R2)の成果と取組状況 ・第3章 プラン策定の視点 ・第4章 基本理念と施策体系 ・第5章 6つの重点施策 ・第6章 施策の現状と今後の方向性 ・第7章 サービス見込量 ・第8章 介護保険事業費の算定 ・第9章 参考（策定経過等） 																				
備 考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 期間：令和2年11月19日（木）～12月18日（金） ・意見募集結果及び市の考え方を公表 時期：令和3年2月 																				
担当課	高齢者福祉課 介護保険課	担当者	高橋智美 —	電話	457-2790																

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和3年度▶令和5年度(2021年度▶2023年度)

はままつ友愛の高齢者プラン

[第9次浜松市高齢者保健福祉計画・第8期浜松市介護保険事業計画]

地域で共に支え合い 安心していきいきと暮らすことのできるまち 浜松

～地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進～

【概要版】

(案)

令和3(2021)年●月

浜 松 市

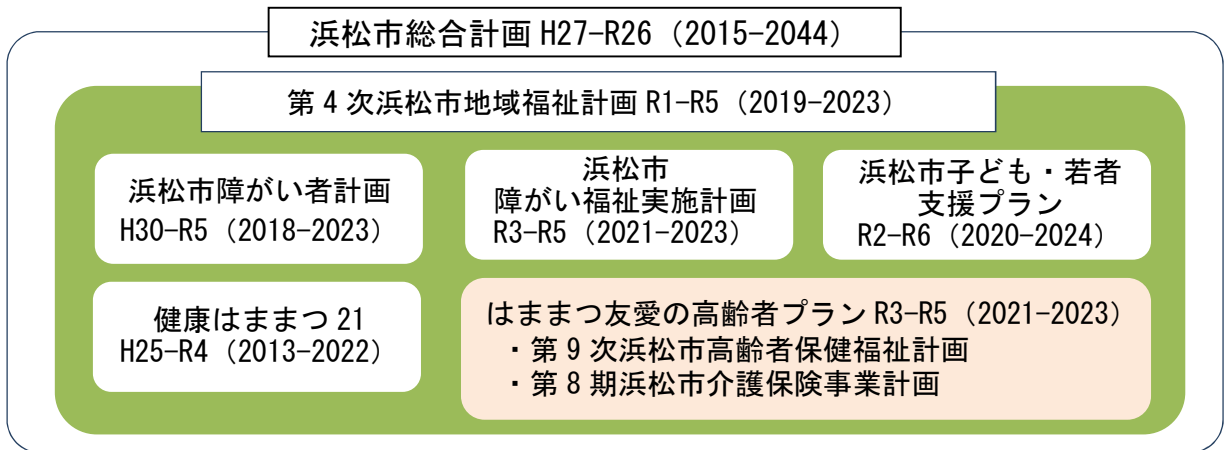
プラン策定にあたって

1 プランの趣旨

「はままつ友愛の高齢者プラン」は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度を円滑に実施するための総合的な計画です。老人福祉法（第20条の8）及び介護保険法（第117条第1項）を根拠として、「浜松市高齢者保健福祉計画」と「浜松市介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

2 プランの位置づけ

このプランは、本市の基本指針である浜松市総合計画及び浜松市地域福祉計画を上位計画とし、保健・介護・福祉分野に関する計画のひとつとして位置づけ、各計画と連携して推進します。



3 プランの期間 R3-R5 (2021-2023)

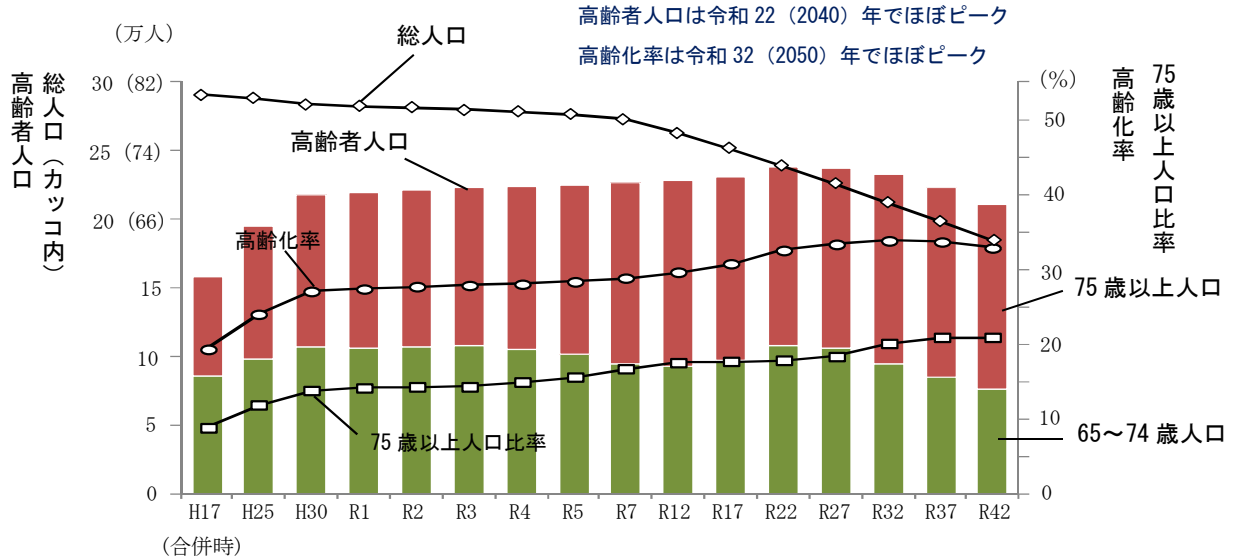
このプランの計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。計画の目標数値や各事業の事業量などについて、実績数値を基に達成度を年度ごとに管理します。なお、計画期間中における制度改正や社会経済情勢の変化には柔軟に対応するものとします。

H12 (2000)	...	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	...	R7 (2025)	...	R22 (2040)
					第9次 高齢者保健福祉計画 第8期 介護保険事業計画						
		第8次 高齢者保健福祉計画 第7期 介護保険事業計画			団塊の世代が75歳以上となる2025年及び 団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた計画						

4 高齢者を取り巻く状況

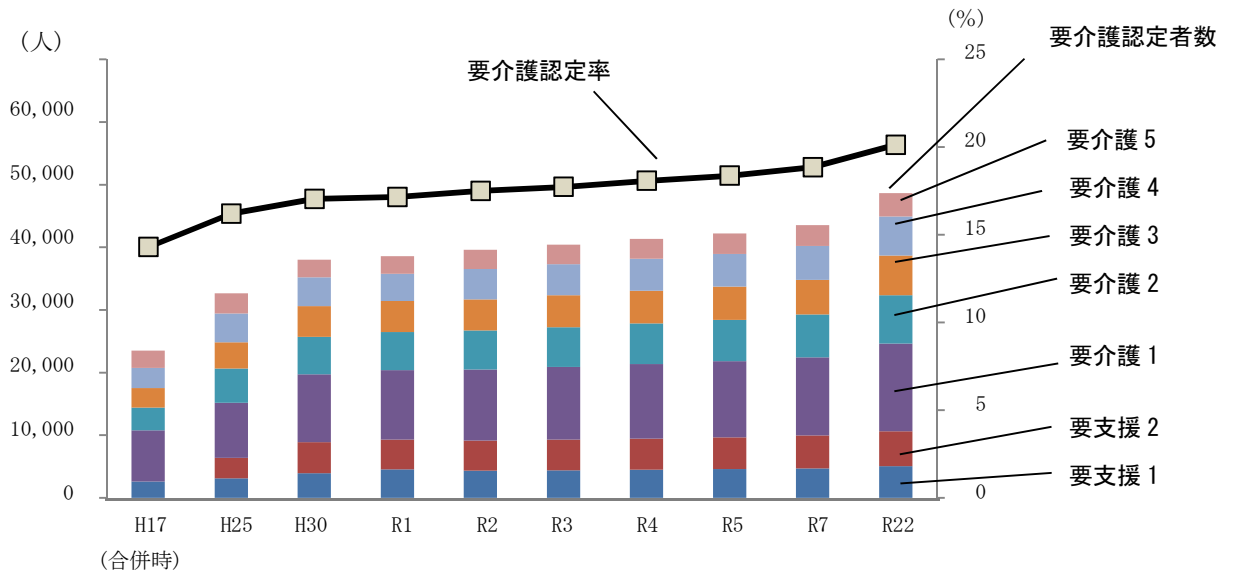
※R2年以降の数値はR2年10月1日時点の人口等をもとに再推計するため、数値が変わります。

(1) 高齢者人口と高齢化率の推移と推計



高齢者人口は、令和 7 (2025) 年に 226,393 人、令和 22 (2040) 年にはほぼピークに達し 238,225 人と見込まれます。その後は、減少に転じますが、高齢化率は令和 32 (2050) 年にピークに達し 33.9%になると推計しています。

(2) 要介護認定者数と要介護認定率の推移と推計



要支援・要介護認定者数は、介護保険制度の定着や高齢者人口の増加に伴い、要介護 1 までの軽度の人を中心に年々増加傾向にあります。

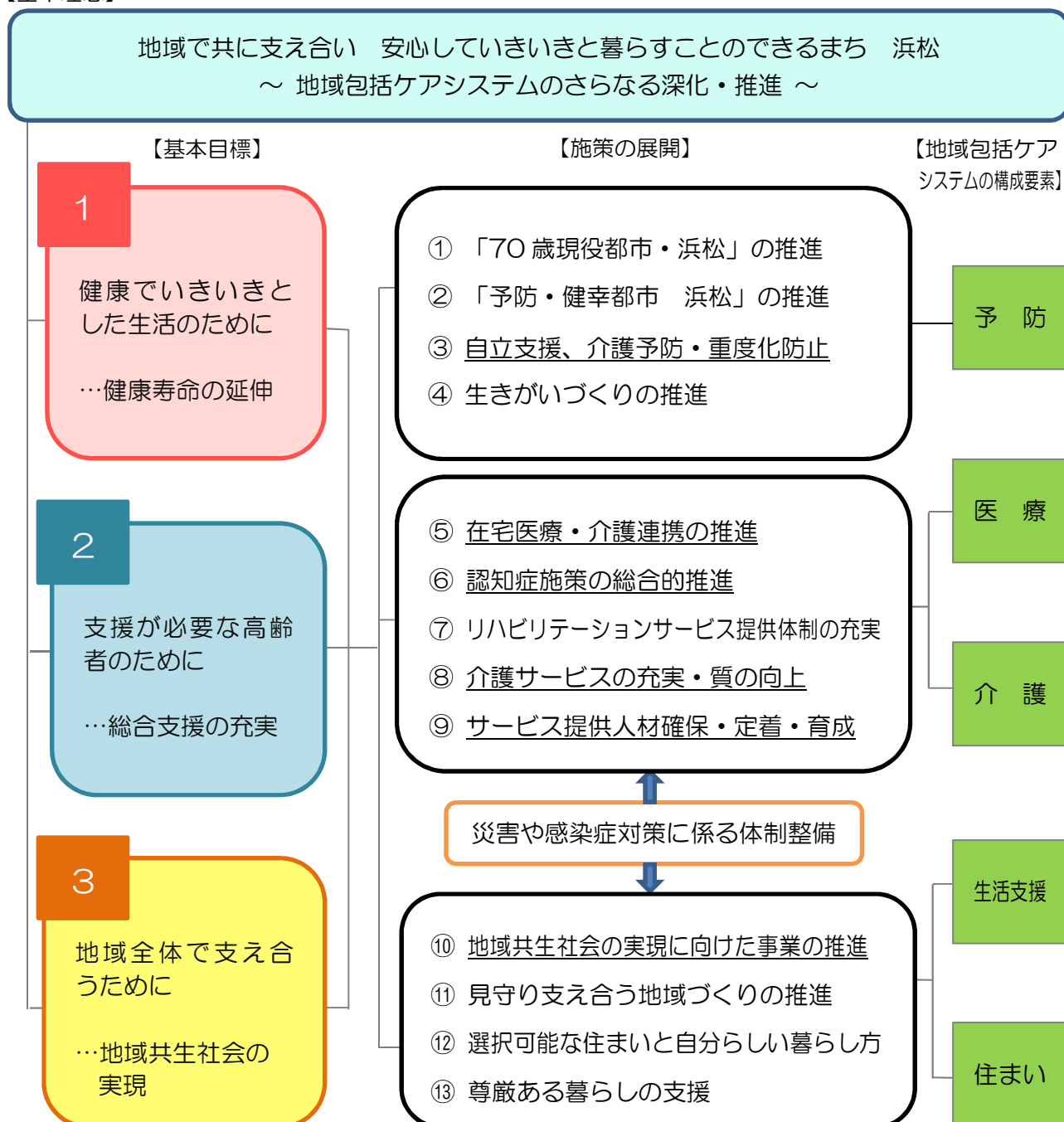
基本理念と施策体系

1 基本理念と基本目標

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年及び、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を見据えて、高齢者を含めたあらゆる人々が役割を持って、いきいきと活躍し支え合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けた施策が重要となります。そのために必要となる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けて、まずは「予防」、次に「医療」「介護」、それらを取り巻く「生活支援」「住まい」の 5 つの構成要素につなげていくよう施策を展開していきます。

2 施策体系図

【基本理念】



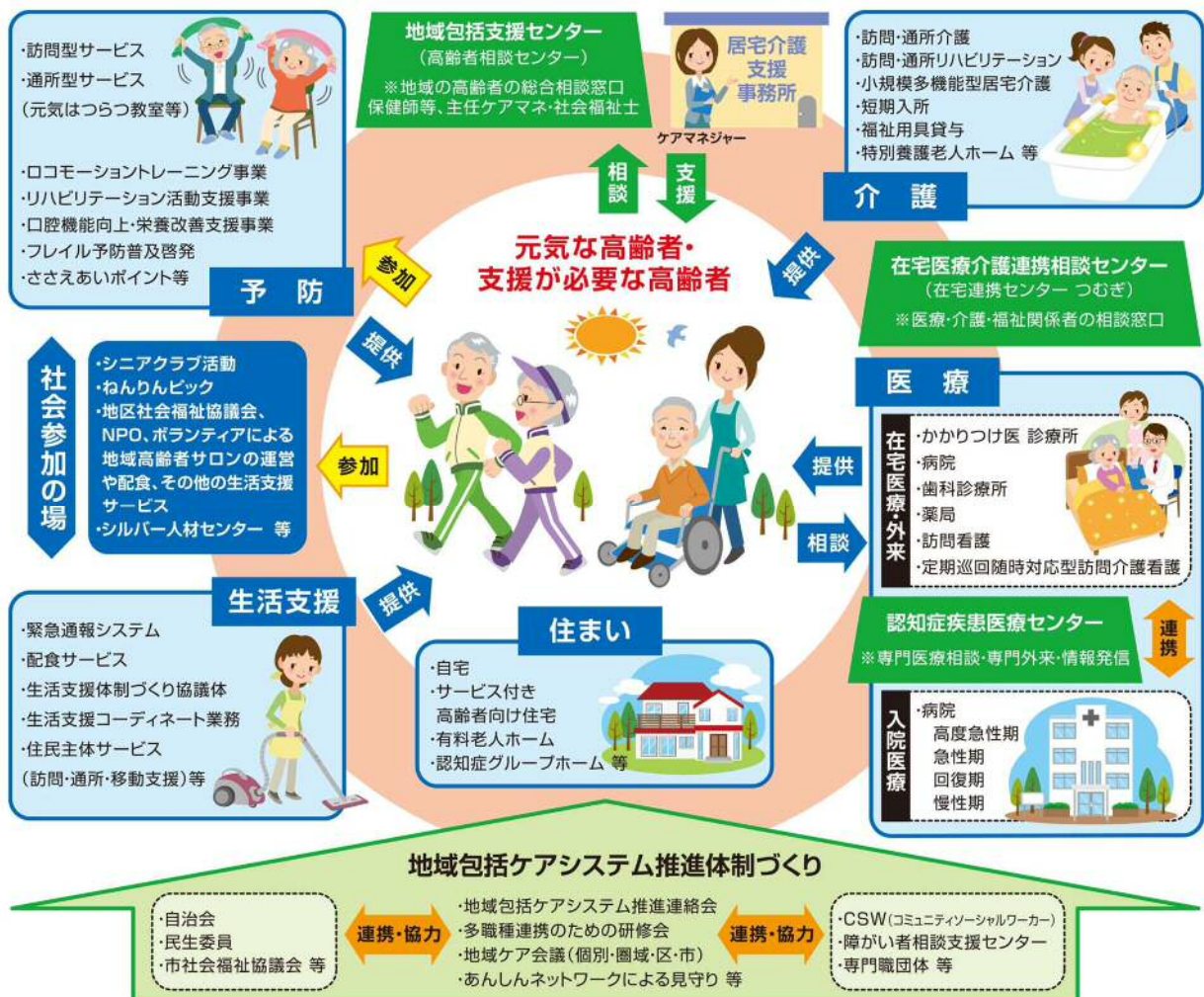
※下線部分…重点施策

3 地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進

高齢者が介護や支援が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、「予防」「医療」「介護」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進させる必要があります。また、令和 7（2025）年には団塊の世代が 75 歳に達することや、認知症高齢者の増加、高齢者が抱える課題の複合化などに対処するため、各分野での連携体制のさらなる強化に取り組むことも必要です。

今後は、地域のあらゆる人々が役割を持ち、支え合いながら、自立した日常生活を営むことができる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図っていきます。

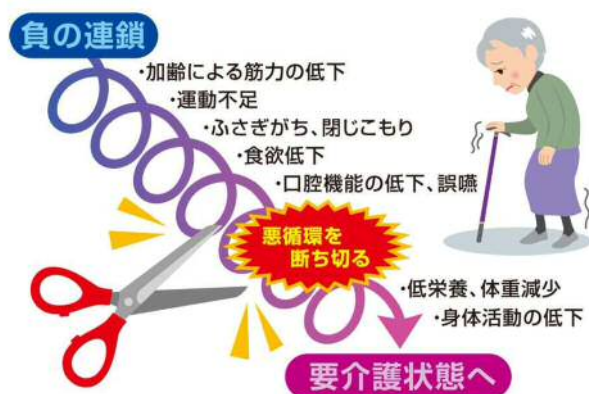
【地域包括ケアシステムの姿】



6つの重点施策

重点施策1 自立支援、介護予防・重度化防止

静岡県の後期高齢者医療制度における医療費の3割は生活習慣病と「フレイル」（虚弱）に起因しています。住み慣れた地域で、いきいきとした生活が送れるよう、介護予防の必要性を認識し、自分自身ができること、したいことを大切にしながら取り組める活動を支援します。



- (1) 健康寿命延伸に向けたフレイル予防等の普及啓発
- (2) 地域の通いの場としてのロコモーショントレーニング事業の推進
- (3) 自立支援・重度化防止に特化した地域リハビリテーション活動支援事業の推進
- (4) 要介護度の改善につながる取組の推進

重点施策2 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展に伴い、慢性疾患や認知症などの医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者が増加することが見込まれるため、在宅医療と介護の一体的な提供体制を推進します。

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進
- (2) ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発
- (3) 在宅医療・介護連携相談センター（在宅連携センターつむぎ）の運営

※ACPとは…もしもの時、自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むのかを自分自身で元気なうちから考え、周囲と話し合い、共有すること

重点施策3 認知症施策の総合的推進

令和7（2025）年には65歳以上の高齢者5人に1人が認知症になると見込まれています。予防をはじめ、認知症になってもできる限り自分らしく暮らし続けていけるよう、地域の見守り体制や専門機関による相談体制を充実させるとともに、医療と介護の連携を強化し、包括的に支援します。

- (1) 認知症に対する正しい知識の普及啓発
- (2) 認知症の人・その家族への支援
- (3) 認知症の早期発見・早期対応
- (4) 認知症疾患医療センターの運営支援



重点施策4 介護サービスの充実・質の向上

安心して介護サービスが利用できるよう、介護施設の整備及びサービスの質の向上を図ります。

- (1) 特別養護老人ホーム改築への支援
- (2) 施設整備の推進
- (3) 介護事業所の育成・支援の推進
- (4) 介護給付等の適正化



重点施策5 サービス提供人材確保・定着・育成

要介護（支援）者の増加等に伴い、介護ニーズが高まる中、介護人材の確保が喫緊の課題として挙げられています。そのため、介護サービスや、総合事業及びインフォーマルサービスを担う人材の確保・定着・育成に向けた取組を実施します。

- (1) 多様な人材の確保・定着・育成の支援
- (2) 外国人人材の受け入れ環境の整備
- (3) 介護職の魅力向上の取組
- (4) 中山間地域介護サービス事業の推進
- (5) 離職防止・定着促進・生産性向上の推進



重点施策6 地域共生社会の実現に向けた事業の推進

高齢化の進展に伴う高齢者支援の多様化に対応できるよう、地域で支え合う体制づくりを推進するとともに、多機関多職種が連携協働して支援できる体制づくりを目指します。

- (1) 各分野の関係機関との連携協働による地域包括支援センターの課題解決力の強化
- (2) 生活支援体制づくり協議体等を通じた地域への生活支援サービスの創出・継続への支援

施策展開における視点 災害や感染症対策に係る体制整備

近年、地震や水害、土砂災害等の大規模な災害が頻発していることに加え、新型コロナウイルス等の感染症対策が大きな課題となっています。災害や感染症発生時でも、サービス提供を継続できる体制を整備するため、平時からの事前準備を行います。

- (1) 高齢者施設や介護施設に対する施設整備補助の実施
- (2) 災害・感染症発生時における連携体制の構築
- (3) 感染症を含めた災害対応マニュアルの見直し

成果目標

区分	成果目標	単位	見込	計画値				備考
			R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		
[重点施策1] 自立支援、介護 予防・重度化防止	健康寿命 (65歳時点での平均 自立期間：お達者度)	年	(H28) 男 18.57 女 21.60	延伸	延伸	延伸		お達者度（静岡県調査による、市の介護認定情報等をもとに算出した、65歳から元気で自立して暮らせる期間）
[重点施策2] 在宅医療・介護連携 の推進	人生の最終段階に受ける医療やケアの希望を家族等と共有している高齢者の割合	%	(R1) 9.9	—	—	15		プラン策定に伴う実態調査（全区分合計）結果による
[重点施策3] 認知症施策の 総合的推進	認知症サポーター 累計人数	人	56,100	59,600	63,200	66,900		高齢者福祉課調べによる「認知症サポーター」の累計人数
[重点施策4] 介護サービスの 充実・質の向上	入所・入居系施設 新規整備床数	床	36	0	18	18		認知症対応型共同生活介護の施設整備数
[重点施策5] サービス提供人材 確保・定着・育成	資格取得費用 助成人数	人	162	260	260	260		介護職員キャリアアップ支援による助成人数
[重点施策6] 地域共生社会の 実現に向けた事業 の推進	住民主体サービス 実施か所数	か所	11	14	17	20		高齢者福祉課調べによる「補助金を活用し、住民主体サービスを実施しているか所数」
[施策展開における視点] 災害や感染症対策 に係る体制整備	施設・事業所の事業継続 計画（BCP）の作成	%	20程度	60	80	100		高齢者福祉課・介護保険課調べによる作成率 作成済施設数÷全施設数

発行：浜松市 〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2

編集：健康福祉部 高齢者福祉課 TEL(053)457-2790

介護保険課 TEL(053)457-2862

発行日：令和3（2021）年●月

浜松市ホームページ

準備中

浜松市 高齢者プラン

検索

令和2年度第2回東区協議会交通安全委員会 活動報告

日時 令和2年11月5日(木)10時00分～11時00分
会場 東区役所 33会議室
出席者 交通安全委員：馬塚 繁光、齋藤 宣男、米山 英二、
松本 久和、原 利夫、山田 俊明
事務局 東区振興課：沼野 恵樹、天野 数幸
配布資料 次第

1 講習

- 浜松東警察署 交通第一課 森田克己交通係長による東警察署管内における交通事故発生件数等の近況についての解説。
 - ・発生件数は各年齢層ともに減少している。
 - ・発生状況は「追突」が約4割、「出会い頭」が約3割を占めている。
 - ・飲酒運転が増加傾向にある。
 - ・「あおり運転」の厳罰化が施行された。
 - ・自分の身を守るためにドライブレコーダーの装着を推奨する。

2 意見交換

- 委員からの意見等
 - ・「追突」が多いが、発生する特徴があるのか。
→前方不注意、わき見(スマホ操作)、信号待ちからの青信号に変わって発進する際前方未確認(前の車は多分発信しているだろう)、「赤・赤信号」(青信号待ちで変わる前に発進)、等、せっかちな運転に起因しているのではないか。
 - ・通行区分違反が多く見られる。
 - ・「飲酒運転」を抑止するには、さらに厳罰化すれば良い。
 - ・事故などの抑止効果になるように、一般市民が違反などを通報し、警察が違反者に対して注意書を出す。防犯カメラを設置する。
→警察から捜査協力に対して謝礼をしている。今後も協力をお願いしたい。

3 その他

- (1) 第7回東区協議会の会場変更について報告
- (2) 年末の交通安全県民運動(12月15日(火)～31日(木))事前街頭広報予定報告
<日時>12月14日(月)7時20分～8時
<参加者>浜松東警察署、安全協会交通安全指導員、東区自治会連合会、
区協交通安全委員、地区交通安全推進員、東区役所勤務職員 等
(予定)
<内容>①開会式
②流通元町交差点で街頭広報実施

【裏面有】

4 次回開催について

- 第3回日程：令和3年1月12日（火）10時から 33会議室
＜内容＞ドライブシュミレーター体験等
- ※2月中旬ごろに第4回（令和2年度最終回）を開催予定

浜松東署管内の交通事故日報

1 発生状況

(令和 2 年 10 月 31 日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	4		5	192		239	1,668	3	2,155
増減	-2		-1	8		-11	-255	-1	-398
率	-33.3		-16.7	4.3		-4.4	-13.3	-25.0	-15.6

2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道	2		3	47		62	415	-28	2	570
主要地方道				20		24	126	-12		171
一般県道	1		1	20		25	183	-64		242
市町村道	1		1	96		118	842	-126	1	1,051
その他				9		10	102	-25		121

3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
中区	14		16	110	-35			135	-60
東区	117		144	967	-197	2		1,227	-322
南区	61		79	591	-23	1	-1	793	-16

4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車			35	-4
中型車		3	28	
準中型車	1	5	40	-13
普通車	2	175	1,464	-215
二輪車		5	50	-9
自転車	1	4	46	-10
歩行者				-1
その他			2	2

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	1	98	920	-52
管外	3	80	654	-159
管内		14	91	8

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下		1	15	1
16～19歳	1	13	85	2
20～24歳	1	22	196	-44
25～29歳		20	152	-16
30～39歳		21	258	-88
40～49歳	1	36	284	-76
50～59歳		29	252	-23
60～64歳		14	104	5
65歳以上	1	36	319	-11
不明			3	-5

7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
人対車			10	-4
対(背)面通行中			7	29
横断中			9	28
横断歩道			2	27
その他			18	94
小計			2	14
追突	2	79	651	-143
出会い頭	2	57	529	-83
追越すれ違い時			10	-2
その他		16	158	-11
右左折時		15	167	-17
その他			4	169
小計			5	45
車両単独				
踏切				
合	4	192	1,668	-255

8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				1		1	22	-7			23	-9
園児				1		1	24	-1			26	
小学生				10		10	60	-18			64	-25
中学生				2		2	29	2			29	1
高校生	1		1	11		12	64	-16			66	-11
高齢者	1			52		23	495	-44	1		279	-50
高齢運転	1		1	35		38	309	-7	1	1	391	-22
歩行者				18		18	95	-5	1	-1	94	-4
自転車	1		1	29		28	192	-49	1	1	187	-48
原付車				5		6	78	-21		-2	81	-19
自二車				10		11	85	-12	1	1	91	-23
若者起因	1		1	54		67	421	-52		-1	574	-82
初心者				12		14	77	-3			127	15
無免許							3	-1			3	-4
飲酒							1	-6			1	-9
交差点	2		2	83		102	682	-92	1	-2	898	-94

令和2年度第3回東区協議会地域防災委員会 活動報告

開催日 令和2年10月29日(木) 10時00分～11時30分

開催場所 東区役所 31会議室

出席者 小野 敏彦 委員、神谷 幹生 委員、河合 洋子 委員、小池 太江子 委員
杉本 ともえ 委員、鈴木 三雄 委員、鈴木 祐一 委員

事務局 吉垣 幸和、大隅 秀明、杉森 保雄

1 議事 地震災害について

○避難所の開設までの流れ(震度5弱、震度6強)

○既存の防災パンフレットの確認について

- ・事務局から避難場所開設までのフロー(地震災害で震度5強、震度6のバージョン)を示し説明。
- ・地区防災班、区振興課では、それぞれの役割、避難所開設に向けた活動内容及び区振興課と地区防災班員の報告、情報提供について説明。
- ・危機管理課は情報の集約、対応の指示、市民への情報発信についての説明を行う。

質問1) 避難所開設時における自治会長への連絡はいつ頃か。

回答1) 地区防災班からの開設準備が整ったとの連絡を受け、危機管理課へ報告後に連合会長へ連絡を行う。

質問2) 避難者が多くなり避難所に収容できなくなった時の対応はどうか。また、避難所の地区防災班員は何人で対応することとなっているか。

回答2) 予備避難所の協働センターを開けていくことになる。

地区防災班から受け入れ状況の報告を受け危機管理課と調整後、協働センターへ開設の連絡を行うこととなる。

地区防災班員は、避難所ごとに人数が異なるが最低4人体制での対応となる。たくさんの避難者を受け入れることが想定されるため自主防災隊への協力を取りながら行っていく。

質問3) 東区には応急危険度判定士が何人いるか。

回答3) 各避難所は5～6人の応急危険度判定士の割り当てが決められている。

質問4) 説明を受けた(避難所開設までのフロー)は毎年訓練を行っているのか。

回答4) 総合防災訓練等により行っている。

質問5) 災害発生後の避難時において、校門の鍵が掛かっている車避難した人たちが中に入れないことも考えられる。校門の鍵の保管について検討してもらいたい。

【裏面有】

また、車避難などを考えた場合、校庭のどこの位置に車を停泊させるかなどのイメージを持ち誰が見ても分かるように細かなレイアウトを考えておいた方がよいのではないかと。

回答5) 災害ボランティアを中心に作成された、天竜中学校についての例があるので参考にしたい。

質問6) 応急危険度判定士が使用する機材が防災倉庫内にあり鍵を持っている方が早く開けてもらわないと活動が遅れてしまう。

回答6) 地区防災班の班長及び副班長、学校の先生も近くに住んでいる方が所有しており、駆け付けることとなっている。また、区振興課でも鍵を所有している。

質問7) この説明においての全体の流れを各自治会へも伝えて欲しい。
おそらく、自主防災隊も分かっていなと思われるので地域連携連絡会などを通して伝えて意識付けをしていく必要がある。
最低このくらいは行ってもらいたいことを伝えて欲しい。
地域連携連絡会のメンバーは。

回答7) 自主防災隊が何をすればいいのかということについては、地域連携連絡会の際に自主防災隊の皆さんが、どの程度認識しているかを確認していきたいと考えている。そのうえで、何をしてもらいたいかを明示し理解してもらうことが必要と感じている。
地域連携連絡会のメンバーは自主防災隊長、学校側、地域防災班員、区振興課職員である。

質問8) 避難所における収容能力は決まっている。自宅避難の方法についても話してもらいたい。
また避難所、緊急避難場所の違いについても説明をして欲しい。

回答8) 今後、出前講座などを通し話していく。

質問9) たくさんの資料をもらうが似ているものもあり、本当に必要なものだけにした方がよいのでは。捨てられるものもあるのでは。

回答9) 今回お分けしたパンフレットをご覧いただき、更新すべき点や不要な内容、示していくべき内容等、次回ご意見をいただきたい。

その他) 東区では震度7の地震が来ると言われてもその感覚が分からない人が多いと思う。

地震体験車を使って地震体験をしてもらい、そこからこれからの対応の必要性について考えてもらうことも必要ではないかと。

2 次回開催予定について

日時 令和2年12月14日(月) 10時00分から

会場 東区役所33会議室

・既存の防災パンフレットの確認について 等

令和2年度第3回東区協議会地域福祉委員会 活動報告

日時 令和2年11月6日(金) 13時30分～14時40分

会場 東区役所3階 33会議室

出席者 石津 幸子、河合 よしの、清水 猶、鈴木 康弘、村松 信子 (50音順・敬称略)
鈴木 誠隆 社会福祉課長、青野 守弘 長寿保険課長、野沢 和好 健康づくり課長
事務局 知久 正幸

1 講話

東区健康づくり課 予防第1グループ長 金原 康江

(1) 新型コロナウイルスの感染予防について

- ・浜松でも増加しているが感染予測は難しい。ウィズコロナの生活を心掛けることが重要。
- ・人に感染するコロナウイルスで、動物から感染する重症肺炎ウイルスにはサーズ、マーズ、新型コロナウイルスがある。
- ・感染防止のためには①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いの3つの基本を守る。
- ・飛沫感染を防ぐには、感染者がマスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュ、ハンカチ、服の袖などで代用できるが、手で押さえしまうと、触れたものを介して接触感染の危険がある。
- ・接触感染を防ぐには正しい手洗いが有効。手洗いをするタイミングとしては、①公共の場から帰った後、②咳、くしゃみの後、③食事の前後、④病気の人をケアした後、⑤外の物を触った後にすると良い。
- ・新しい生活様式の基本として、①毎朝の体温測定と健康チェックをする、②まめに手洗い手指消毒をする、③一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣を理解して実行する、④咳エチケットを心掛ける、⑤こまめな換気、⑥身体的距離の確保を守る、⑦3密の回避をする。これらを基本としておさえて習慣づける。
- ・新しい生活様式の実践例として、ネット通販を利用する。飲食時には横並びで座る。お酌、グラスやお猪口の回し飲みをしない。娯楽スポーツなど自分のペースで適度に行うなどがある。孤立を防ぐため、人との交流は必要。

(2) 質疑応答

- ・高齢者向けの新型コロナウイルス感染予防に関する資料が欲しい。
→様々な種類があり、まずは残数を確認したい。自治体向け配布であれば、所管課と相談させていただきたい。
- ・新型コロナウイルスはどのくらいで死滅するのか。
→衣類、プラスチック等付着した物の材質により違いがあるが72時間で死滅するといわれている。

【裏面有】

- ・マスクの使い回しは問題ないか。
→不織布は3回程度、材質によっては洗うことである程度使うことができる。
- ・石鹸について、泡立てばどんなものでもいいのか。
→石鹸であればよい
- ・フェイスシールドだけではなくマスクが良いと聞いたが。
→フェイスシールドは、隙間から飛沫が飛んでいくのでマスク着用を推奨する。
- ・コロナが発生したころは、未知の感染症で恐怖感があったが、感染症対策や新しい生活様式が示され、以前と比べると少し安心している。
→日ごろから気を付けていれば、感染やクラスターを起こすことを防ぐことができると思うが、感染症対策を徹底していても感染することはある。免疫が低下しているときは、気を付けてほしい。特に基礎疾患がある人は重症化する恐れがある。
- ・高齢者と子どもを比べて感染しやすいのは。
→年齢による感染リスクより、高齢者や持病がある場合は重症化するリスクがあることに気を付けてほしい。
- ・シニアサロンにおいて、新型コロナウイルス対策について講話をしていただきたい。
→申出を頂ければ、日程を調整して対応したい。
- ・いきいきサロンを立ち上げたが、集会・講座など開催してもいいものか。また、資料があるか。
→健康づくり課で健康教育の依頼を受けた場合は、主催者に対して感染予防対策がとられているかを確認して実施している。また、参加者名簿の作成もお願いしている。資料を提供するので参考にしていただきたい。ただし、最終的な開催判断は、主催者が行うことになる。

2 次回開催について

日時：令和3年1月15日（金）13時30分～

内容：（仮）コロナ禍での生活の仕方

講師：健康づくり課職員、長寿保険課職員

第2種協働センターを核とした地域課題解決事業 中学生への防災啓発講座（笠井協働センター）について

区民生活課

1 目的

災害時における笠井地区住民の安全を確保するため、住民に災害時に発生する諸問題を想起させ防災意識を高めることを目的とする。今回は笠井中学校の生徒を対象とした防災啓発講座を実施する。

2 事業内容

- (1) 開催日時 令和2年12月6日（日） 午前9時30分～12時
- (2) 会場 笠井協働センター ホール
- (3) 講座内容 津波避難すごろく体験（75分）
減災が学べるトランプゲーム体験（40分）
レポート作成（25分）
- (4) 講師 ①津波避難すごろく 弁護士 永野 海 氏
②減災トランプ NPO法人 はままつ子育てネットワークぴっぴ
- (5) 参加者 笠井中学校生徒 30名程度
- (6) 達成目標 講座を通じて大きな災害になるときには何が必要になるかを感じてもらい、講座後に感じたことや、平時のうちに何を準備する必要があるかまで考えて、各自レポートにまとめさせる。

(参考)

R2.9.26「ゲームで学ぼう地震対策」

【津波避難すごろく】



【減災トランプ】



入場無料

介護が必要となる世代の準備と相談、体験コーナーも!

高齢者いきいきフェア in 東区

ご家族おそろいで
お気軽にご参加ください!

令和2年

日時

12/8火

10:00~15:00

場所

イオンモール浜松市野
シンフォニーコート



※掲載写真は「スマホ運動型特殊寝台」です。

マッスルスーツや電動車いすも登場!
福祉用具・介護ロボットの展示・体験

高齢者の疑似体験ができます!
高齢者疑似体験コーナー

高齢者の悩み何でも聞きます!
専門家による出張相談



徘徊高齢者発見模擬実演

徘徊高齢者が大型商業施設に迷い込んでしまった
場合を想定した模擬実演を行います。



●主催/浜松市 ●問い合わせ/東区役所長寿保険課 ☎053-424-0182

※ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。※新型コロナウイルスの感染状況により、掲載内容が変更または中止になることがあります。



報道発表

区協議会の開催日程（11月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第7回	11月24日 (火) 13:30～	市役所北館 1階101会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)第6期障がい福祉実施計画(案)・第2期障がい児福祉実施計画(案)のパブリック・コメント実施について ・ (協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)のパブリック・コメント実施について ・ (報告)行政区再編の協議の経緯について ・ その他 	5人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第7回	11月26日 (木) 13:30～	東部保健福祉 センター 健康教育 室・集団指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)第6期障がい福祉実施計画(案)・第2期障がい児福祉実施計画(案)のパブリック・コメント実施について ・ (協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)のパブリック・コメント実施について ・ (報告)行政区再編の協議の経緯について ・ 地域課題について ・ その他 	5人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第7回	11月25日 (水) 13:30～	舞阪協働センター 3階301会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)第6期障がい福祉実施計画(案)・第2期障がい児福祉実施計画(案)のパブリック・コメント実施について ・ (協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)のパブリック・コメント実施について ・ (報告)行政区再編の協議の経緯について 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第7回	11月26日 (木) 13:30～	五島協働センター 1階ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)第6期障がい福祉実施計画(案)・第2期障がい児福祉実施計画(案)のパブリック・コメント実施について ・ (協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)のパブリック・コメント実施について ・ (協議)令和2年度南区地域力向上事業の提案について ・ (報告)行政区再編の協議の経緯について ・ その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第7回	11月25日 (水) 10:00～	引佐協働センター 2階会議室1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)第6期障がい福祉実施計画(案)・第2期障がい児福祉実施計画(案)のパブリック・コメントの実施について ・ (協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)のパブリック・コメント実施について ・ (報告)行政区再編の協議の経緯について 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168



浜北区協議会	第7回	11月26日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)第6期障がい福祉実施計画(案)・第2期障がい児福祉実施計画(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)行政区再編の協議の経緯について ・(報告)浜北区役所跡地等スマート化事業の優先交渉権者の選定について ・その他 	5人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL585-1141
天竜区協議会	第7回	11月25日 (水) 14:00~	天竜区役所 2階21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)第6期障がい福祉実施計画(案)・第2期障がい児福祉実施計画(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)はままつ友愛の高齢者プラン(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)行政区再編の協議の経緯について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL922-0013

*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。

*傍聴される場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、下記の点にご協力ください。なお、発熱等の風邪症状のある方は、傍聴をご遠慮くださいますようお願いいたします。

- ・マスクの着用
- ・手指消毒液の使用（傍聴者受付に用意しております。）